

# いちはらまちづくりサポート制度(通称:まちサポ)の構築について

市民生活部 市民活動支援課

## 1 趣旨

市原市総合計画において、「ひとの活躍が新たな誇りを創るまちへ」を掲げ、これからのまちづくりに最も大切な力は「ひとの力」と位置付けるとともに、市原市行財政改革大綱において、「多様な主体との協働の推進」を目指し、多様な主体の支援・育成等に取り組むこととしています。

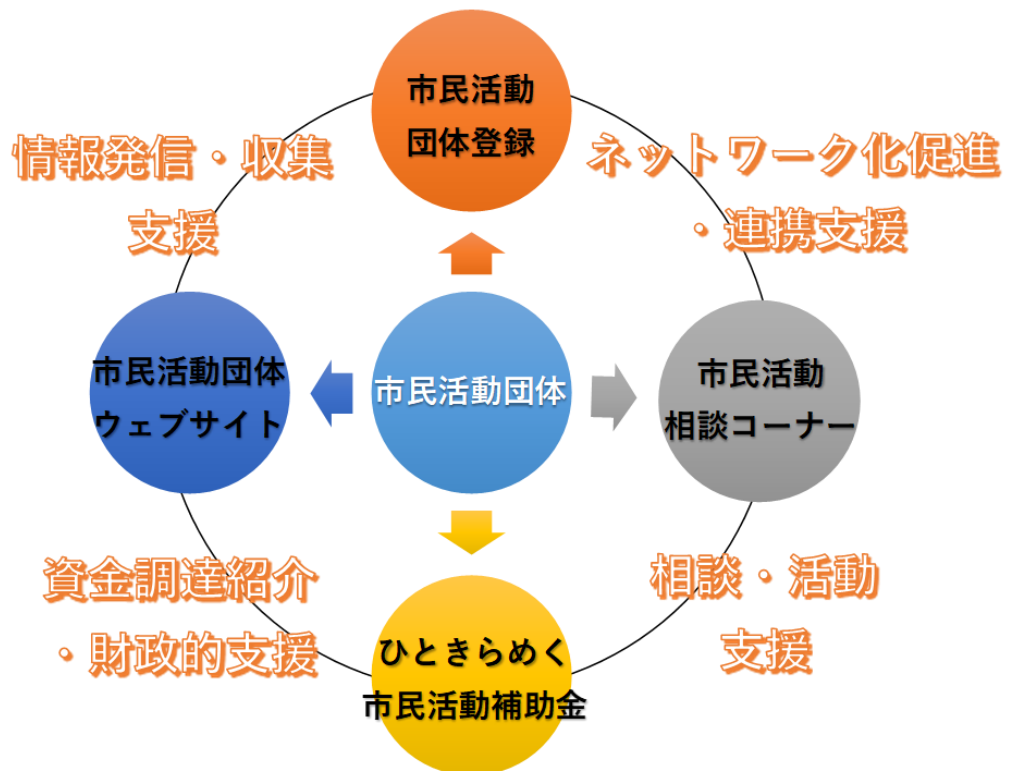
そこで、これらの具現化のためには、市民活動支援の強化が必要となることから、市民活動の総合的な支援策として、「いちはらまちづくりサポート制度」を構築するものです。

## 2 概要

本制度は、市民活動等に関心を持つ市民や市民活動団体等への支援・育成への取組をはじめ、市民活動支援に係る様々な施策を一体的に取り組むことで、より効果的なものとするため、これらの取組を総称し、「いちはらまちづくりサポート制度(通称:まちサポ)」とします。

## 3 本制度における各取組

- (1) ひときらめく市民活動補助金の創設
- (2) いちはら市民活動団体の登録 (※9月から受付開始)
- (3) いちはら市民活動団体ウェブサイトの開設
- (4) いちはら市民活動相談コーナーの開設



## 4 運用開始時期

平成30年10月1日

## 【本制度における各取組の詳細】

### 【ひときらめく市民活動補助金の創設】

#### 1 目的

市民活動の促進及び市民活動への市民参加の促進を図り、もって、市民活動の裾野を広げ、市民一人ひとりがきらめき、活力にあふれるまちの実現に寄与することを目的とする。

#### 2 対象活動

特定非営利活動促進法に規定する活動のいずれかに該当し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とした事業、又は広く市民が参加できる事業（ただし、他の補助制度等と重複する場合を除く。）

#### 3 補助金額

上限 5 万円（補助対象経費の 10/10）（1 会計年度中に 1 回）

#### 4 対象経費

事業遂行のために直接要する経費（例：報償費、旅費、需用費、役務費、使用料、賃借料等）

#### 5 対象外経費

団体の管理・運営に要する経費（構成員の人件費、事務所の家賃、光熱水費等）や、構成員の食糧費等

#### 6 審査等

市民活動支援課で審査する。なお、透明性を確保するため、公表等を行うものとする。

#### 7 その他

5 年ごとに制度の見直しを行う。

### 【いちほら市民活動団体の登録】

#### 1 趣旨

市内で活動、又は市外で本市の P R 等につながる活動をする市民活動団体の活性化及び市民の社会貢献活動への参加の機会を広げることを目的に、市内で活動する市民活動団体等の情報を市に登録し、団体情報を一覧化する。

#### 2 対象となる団体

- ① 2 人以上の構成員を有すること。
- ② 法令、条例等に違反する活動をしていないこと。
- ③ 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと。
- ④ 暴力団、又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

#### 3 登録方法

登録を希望する団体は、市に「市原市市民活動団体登録届」を提出する。

#### 4 登録の効果（登録した場合のメリット）

- ① 市が管理するウェブサイトにおいて、登録団体の紹介や活動報告・イベント開催等の周知
- ② 市民や市民活動団体、公的機関、民間企業等からの問い合わせに対する情報の提供
- ③ 市民活動団体相互の連携に関する情報の提供
- ④ その他、市民活動の支援に必要があると認められること

#### 5 情報の提供

登録団体は、年度ごとに 1 回以上、活動情報の提供を行う。

### 【いちほら市民活動団体ウェブサイトの開設】

#### 1 ウェブサイトの主な機能

- ① 市民活動や団体に関する情報を集約し、一覧的に閲覧
- ② 関心のある団体や活動情報等を容易に抽出
- ③ 資金調達のための公的機関及び民間企業等の制度情報を掲載

### 【いちほら市民活動相談コーナーの設置】

#### 1 場所

市役所第 2 庁舎 4 階（旧記者クラブ室）

#### 2 主な機能

- ① 団体への支援
- ② 相談・コーディネート機能
- ③ 情報の収集・発信
- ④ ネットワーク化の促進
- ⑤ 交流スペースの設置

